

綾瀬市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）に基づく成年後見制度を適切に利用できるよう、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、当該費用を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下、「助成対象者」という。）は、本市に住所を有し、又は別表第1のいずれかに該当する者のうち、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）が選任された、65歳以上の者又は知的障がい若しくは精神障がい者であって、世帯員全員が成年後見制度を利用するために活用できる適当な資産（居住用不動産及び1,000,000円に世帯構成員1人ごとに500,000円を加算した額以下の預貯金等を除く。）を有しない世帯に属し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属する者。
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による生活支援給付を受けている者。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村民税について世帯員全員（住民登録上別世帯だが、事実上生計を一にしている場合を含む。以下この項において同じ。）が非課税である者。
- (4) 資産及び収入等の状況から、前3号に準ずると認められる者

2 前項の場合において、他の地方公共団体による同趣旨の補助金等の対象となる者については、当該地方公共団体と協議を行い、助成の主体を決定するものとする。

3 前2項に定める助成対象者が死亡した場合は、当該助成対象者の後見人等又は後見監督人、保佐監督人若しくは補助監督人（以下「監督人」という。）を助成の対象とする。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、後見人等の申立てに要した費用（以下「申立て費用」という。）及び報酬費用とする。

2 前項の申立て費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 切手購入費用
- (2) 収入印紙購入費用
- (3) 診断書料
- (4) 精神鑑定費用

3 第1項報酬費用は、民法（明治29年法律第89号）第862条（同法第852条、第876条の3第2項、第876条の5第2項、第876条の8第2項及び第876条の10第2項において準用する場合を含む。）の規定により後見人等又は監督人に報酬を与える旨の審判（以下「報酬付与の審判」という。）がなされたものとする。ただし、後見人等が被後見人等の配偶者又は4親等内の親族である場合は、報酬費用は対象としない。

（助成対象期間）

第4条 報酬費用の助成の対象となる期間は、報酬付与の審判に報酬の対象として定められている期間とする。

（助成額）

第5条 申立て費用の助成額は、第3条第2項各号に定める費用の額を基に、市長が定めるものとする。

2 報酬費用の助成額は、報酬付与の審判によって決定された報酬額とし、助成対象者が在宅の場合にあっては月額28,000円、施設に入所している場合にあっては月額18,000円を上限とする。

3 前項の規定により助成額を算出する場合において1月に満たない日数があるときは、当該1月に満たない日数に係る助成額は、日割計算により算出するものとする。ただし、その額に1円未満の端数が生じた場合にあっては、その端数を切り捨てた額とする。

4 第2条第3項の規定による助成額は、条2項に定める助成上限額から要支援者の遺留資産を差し引いて、不足する額とする。

5 第2項の施設とは次に掲げる施設をいい、在宅とは施設に入所していない状態をいう。

- (1) 生活保護法に規定する保護施設
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設及び有料老人ホーム

- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険施設、特定施設及び認知症対応型共同生活介護を供与する施設
- (5) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する医療提供施設
- (6) 前各号に掲げる施設を除き、これらに類似する施設で市長が特に認める施設（助成の申請）

第6条 助成を申請できる者は、助成対象者又は当該助成対象者の後見人等あって、助成の手続について代理権を有するものとする。この場合において、報酬費用については、後見人等のうち助成の手続について代理権を有する者の監督人も申請できるものとする。

2 申立て費用の助成を申請しようとする者（以下「申立て費用助成申請者」という。）は、成年後見制度に係る申立て費用助成金申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 家庭裁判所が発行する審判確定証明書等の審判の確定がわかる書類
- (2) 審判の確定後、家庭裁判所に提出した財産目録等の資産の状況が分かる書類
- (3) 助成対象者が生活保護を受給している場合は、生活保護受給者証の写し
- (4) 申立て費用がわかる領収書などの写し
- (5) 助成対象者の後見人等が申請をする場合は、登記事項証明書及び申請者の身分を証明する書類又はその写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 報酬費用の助成を申請しようとする者（以下「報酬費用助成申請者」という。）は、成年後見制度に係る報酬費用助成金申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 報酬付与の審判決定書の写し
- (2) 報酬付与の審判の際に家庭裁判所に提出した財産目録等の資産の状況が分かる書類
- (3) 生活保護を受給している場合は、生活保護受給者証の写し
- (4) 助成対象者の後見人等又は監督人が申請をする場合は、登記事項証明書及び申請者の身分を証明する書類又はその写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 4 前2項の規定による助成金の申請は、審判を受けた日の翌日から起算して180日以内に行わなければならない。ただし、真にやむを得ない理由があると市長が認める場合はこの限りでない。

(助成の決定)

第7条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、関係書類を審査し、速やかに助成の適否を決定し、成年後見制度に係る助成金決定通知書（第3号様式）により、当該申請をした者に対して通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、成年後見制度に係る助成金請求書（第4号様式）に必要な書類を添えて、当該決定された助成金を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求をした者に対して速やかに助成金を交付する。

(報告)

第9条 助成の決定を受けた者は、申請事項に変更があったとき、又は第2条に規定する助成対象者の要件に該当しなくなったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成の取消し及び助成金の返還)

第10条 市長は、助成の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成の決定を取り消すことができる。

- (1) 後見人等が死亡したとき。
- (2) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判が取り消されたとき。
- (3) 監督人の報酬付与の審判が取り消されたとき。
- (4) 第2条第1項各号又は同条第2項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

- 2 市長は、助成を受けた者が次のいずれかに該当すると認めたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成の決定を受けたとき。
- (2) 助成金を目的外に使用したと認められるとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に報酬付与の審判を受けた者について適用する。

(綾瀬市障害者成年後見制度利用支援事業実施要綱の廃止)

- 2 綾瀬市障害者成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成 2 4 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

(綾瀬市高齢者成年後見制度利用支援事業実施要綱の廃止)

- 3 綾瀬市高齢者成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成 2 5 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

(経過措置)

- 4 この要綱の施行の日前に報酬付与の審判を受けた者に対する助成については、廃止前の綾瀬市障害者成年後見制度利用支援事業実施要綱及び綾瀬市高齢者成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

別表第1（第2条関係）

1	本市が行う国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定による住所地特例を受けている。
2	本市が行う介護保険の被保険者であって、介護保険法の規定による住所地特例を受けている。
3	老人福祉法の規定による本市の入所措置を受けている。
4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により本市から介護給付費等の支給決定を受けている。
5	身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による本市の入所措置を受けている。
6	生活保護法の規定による本市の保護を受けている。

第 1 号様式（第 6 条関係）

成年後見制度に係る申立て費用助成金申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

綾瀬市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 6 条第 2 項に基づき、次のとおり関係書類を添えて成年後見制度に係る申立て費用の助成を申請します。なお、この申請の審査に関し、必要な課税資料及び個人情報を読覧することに同意します。

申請者	ふりがな 氏 名					
	住 所	電 話				
被後見人等	ふりがな 氏 名					
	住 所					
	生年月日	年 月 日	後見等 の類型	申立時	後見・保佐・補助	
				審 判	後見・保佐・補助	
申請額	円	内訳	収入印紙		円	
			切手		円	
			診断書		円	
			精神鑑定		円	
添付書類	☐家庭裁判所が発行する審判確定証明書等の審判の確定がわかる書類 ☐審判の確定後、家庭裁判所に提出した財産目録等の資産状況が分かる書類 ☐被後見人等が生活保護を受給している場合は、生活保護受給者証の写し ☐非課税世帯の場合は、世帯員全員の住民票の写し ☐非課税世帯の場合は、世帯員全員が市町村民税非課税であることがわかる書類の写し ☐申立て費用がわかる領収書などの写し ☐後見人等が申請をする場合は、登記事項証明書及び申請者の身分を証明する書類又はその写し					

第 2 号様式（第 6 条関係）

成年後見制度に係る報酬費用助成金申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

綾瀬市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 6 条第 3 項に基づき、次のとおり関係書類を添えて、成年後見制度に係る報酬費用の助成を申請します。なお、この申請の審査に関し、必要な課税資料及び個人情報を読覧することに同意します。

申請者	ふりがな 氏 名		本人との関係	☐ 本人	
				☐ 成年後見人 ☐ 保佐人 ☐ 補助人	☐ 配偶者 ☐ 親 ☐ 子 ☐ その他（ ）
				☐ 監督人	
	住 所	電 話			
被後見人等	ふりがな 氏 名				
	住 所	電 話			
	入所・入院中 の場合	施設等名称			
		所 在 地	電 話		
	生年月日	年 月 日	後見等の 類型	☐ 後見 ☐ 保佐 ☐ 補助	
申請額	円		報酬付与 対象期間	年 月 日～ 年 月 日	
添付書類	☐ 報酬付与の審判決定書の写し ☐ 報酬付与の審判の際に家庭裁判所に提出した資産の状況が分かる書類 ☐ 被後見人等が生活保護を受給している場合は、生活保護受給者証の写し ☐ 非課税世帯の場合は、世帯員全員の住民票の写し ☐ 非課税世帯の場合は、世帯員全員が市町村民税非課税であることがわかる書類の写し ☐ 後見人等又は監督人が申請をする場合は、登記事項証明書及び申請者の身分を証明する書類又はその写し				

第 3 号様式（第 7 条関係）

成年後見制度に係る助成金決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付で申請のありました成年後見制度に係る助成金について、次のとおり決定しましたので綾瀬市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 7 条に基づき通知します。

決定内容	1 助成決定		2 助成却下			
助成金額	円					
助成金額 の内訳	申立て費用	円				
		うち収入印紙	円	切手	円	
		診断書	円	精神鑑定	円	
	報酬費用	円				
報酬付与対象期間						
	年	月	日～	年	月	日
被後見人等氏名			生年月日	年 月 日		
被後見人等住所						
後見人等・ 監督人氏名						
却下又は減額の 理由						
備 考						

注意事項

本人、後見人等又は監督人が、次の行為をしたときは、助成金の交付決定を取り消し、当該助成金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成を受けたとき。
- (2) 助成金を目的外に使用したと認められるとき。

第4号様式（第8条関係）

成年後見制度に係る助成金請求書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

（請求者）住 所
氏 名
電 話

綾瀬市成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条第1項に基づき、次のとおり請求
します。なお、助成金は下記の口座に振り込むよう依頼します。

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関等名		本支店（本支所）名	預金種別
			1 普 通 2 当 座
口座番号		口 座 名 義 人	
		フリガナ	

☐添付書類

振込先口座がわかる通帳の写し（表紙、口座名義人、支店名、口座番号が記載
されたページ）